

○栃木県立自然公園条例施行規則

昭和三十三年七月十日

栃木県規則第五十六号

栃木県立自然公園条例施行規則を次のように定める。

栃木県立自然公園条例施行規則

目次

第一章 公園事業(第一条一第十三条)

第二章 保護及び利用(第十四条一第十八条の三)

第三章 生態系維持回復事業(第十八条の四一第十八条の九)

第四章 風景地保護協定及び公園管理団体(第十八条の十一第十八条の十三)

第五章 雑則(第十九条・第二十条)

附則

第一章 公園事業

(平二三規則二〇・改称)

(公園事業となる施設の種類)

第一条 [栃木県立自然公園条例\(昭和三十三年栃木県条例第十一号。以下「条例」という。\)](#)

[第二条第三号](#)の知事が定める施設(以下「公園施設」という。)は、次に掲げるものとする。

一 道路及び橋

二 広場及び園地

三 宿舎及び避難小屋

四 休憩所、展望施設及び案内所

五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設

六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機

七 運輸施設(主として県立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を輸送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。)

八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設

九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場

十 植生復元施設及び動物繁殖施設

十一 砂防施設及び防火施設

十二 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。)

(昭四九規則二一・平八規則四七・平一二規則七九・平一五規則三八・平二三規則二〇・一部改正)

(公園事業の執行の承認又は認可)

第二条 市町村又は県及び市町村以外の者が公園事業を執行しようとするときは、公園施設ごとに、市町村にあつては条例第九条第二項の規定による承認を、県及び市町村以外の者にあつては同条第三項の規定による認可を受けなければならない。

(平二三規則二〇・全改)

(公園事業の執行の承認又は認可の申請)

第三条 条例第九条第四項の申請書は、別記様式第一号によるものとする。

2 条例第九条第四項第六号の知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設の構造(第一条第七号に掲げる施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

二 第一条第一号から第九号までに掲げる施設にあつては、その供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第九条第五項の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第一条第七号に掲げる施設に係る申請にあつては第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、市町村による承認の申請にあつては第五号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

一 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 公園施設の規模及び構造(第一条第七号に掲げる施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図

四 公園事業を執行する区域内の公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

五 個人にあつては、住民票の写し

六 法人にあつては、定款、寄附行為その他の基本約款及び登記事項証明書

七 公園施設の管理又は経営に要する費用に係る収入及び支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

八 公園事業を執行するために必要な資金を調達することができることを証する書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、その施行に要する費用の概算額及びその内訳を記載した書類

十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その理由を記載した書類

(平二三規則二〇・全改)

(変更の承認又は認可を要しない軽微な変更)

第四条 [条例第九条第六項](#)ただし書の知事が定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 [条例第九条第四項第一号](#)並びに前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の変更
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名の変更
- 三 公園施設の占用又は使用について料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額の変更
- 四 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間の変更

(平二三規則二〇・全改)

(公園事業の内容の変更の承認又は認可の申請)

第五条 [条例第九条第七項](#)の申請書は、次に掲げる事項を記載した[別記様式第二号](#)によるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更の予定年月日
- 四 変更の理由
- 五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 [条例第九条第八項](#)において準用する[同条第五項](#)の知事が定める書類は、[第三条第三項第一号](#)及び[第二号](#)に掲げる書類並びに変更に係る[同項](#)各号に掲げる書類(同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。)とする。

(平二三規則二〇・全改)

(変更の承認又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第六条 [条例第九条第九項](#)の規定による届出は、前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに変更の年月日を記載した[別記様式第三号](#)による届出書を提出して行うものとする。

(平二三規則二〇・全改)

(承継の承認又は認可の申請)

第七条 [条例第十一条第一項](#)の承継の承認又は認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した[別記様式第四号](#)による申請書を、知事に提出しなければならない。

- 一 合併法人等の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 二 公園施設の種類
- 三 公園事業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
- 四 合併又は分割の年月日
- 五 合併又は分割の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 合併法人等の定款、寄附行為その他の基本約款及び登記事項証明書
- 二 [第三条第三項第一号](#)、[第二号](#)及び[第十一号](#)に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 [条例第十一条第二項](#)の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した[別記様式第五号](#)による申請書を提出して行うものとする。

一 相続人の氏名及び住所

二 公園施設の種類

三 被相続人の氏名、住所及び死亡の年月日

四 被相続人との続柄

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 [第三条第三項第一号](#)、[第二号](#)、[第五号](#)及び[第十一号](#)に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき者として選定されたことを証する書類

(平二三規則二〇・全改)

(公園事業の休廃止の届出)

第八条 [条例第十二条](#)の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した[別記様式第六号](#)による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 公園事業を休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止の予定期間及び当該予定期間中の公園施設の管理方法

四 公園事業を廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

五 休止又は廃止の理由

2 前項の届出書には、[第三条第三項第一号](#)及び[第二号](#)に掲げる書類を添えなければならない。

(平二三規則二〇・全改)

(承認又は認可の失効の届出)

第九条 [条例第十三条第二項](#)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した[別記様式第七号](#)による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 失効の年月日

四 失効後の公園施設の取扱い

五 失効の理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 [第三条第三項第一号](#)及び[第二号](#)に掲げる書類

二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他のその効力が失われたことを証する書類

(平二三規則二〇・全改)

第十条から第十三条まで 削除

(平二三規則二〇)

第二章 保護及び利用

(平二三規則二〇・章名追加)

(特別地域の区分)

第十四条 県立自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

一 第一種特別地域(優れた景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)

二 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については、つとめて調整を図ることが必要な地域をいう。)

三 第三種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)

(昭五〇規則三〇・追加、平二三規則二〇・旧第十四条の二繰上)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第十五条 [条例第十九条第三項](#)の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した[別記様式第八号](#)による申請書を、知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 行為の着手及び完了の予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

3 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築([条例](#)の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのもものを除く。)である場合に於ては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況並びに特質
- 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- 三 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合に於ては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

4 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

(平一二規則七九・平二三規則二〇・一部改正)

(特別地域内における行為の許可基準)

第十五条の二 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。))を含む。以下同じ。))の新築、改築又は増築に限る。)に係る[同条第四項](#)の知事が定める基準(以下この条において「許可基準」という。)は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築(以下「既存建築物の改築等」という。)であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- 一 設置期間が三年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
- 二 次に掲げる地域(以下「第一種特別地域等」という。)内において行われるものでないこと。
  - イ 第一種特別地域
  - ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地

域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの

- (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

2 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(申請に係る県立自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日(同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。))において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をした分譲地等(第四項に規定する分譲地等をいう。))内に設けられるものを除く。))の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項の規定の適用を受けるものを除く。))に係る許可基準は、前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。))を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。))が十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(前二項の規定の適用を受けるものを除く。))に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

4 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。))の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。))、集合住宅(同

一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。)若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。)に限る。)に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一 保存緑地(第九項第四号及び第五号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。)において行われるものでないこと。

二 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル(その高さが現に十メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。

三 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。

四 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。)が千平方メートル以上であること。

五 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が二百五十平方メートル以上であること。

六 総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。)の和をいう。第六項において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。以下同じ。)の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十パーセントを超えないものであること。

八 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。

九 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、県立自然公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該県立自然公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩か

ら二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

十 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。

十一 当該建築物の建築面積が二千平方メートル以下であること。

5 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(基準日前にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第五項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く。))に限る。)に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに前項第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一 当該建築物の建築面積(建築基準法施行令第二条第一項第二号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。)が二千平方メートル以下であること。

二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積(同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

6 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一 当該建築物の高さが十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。

二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷

地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

7 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。))の新築に限る。)に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。

二 当該車道が次のいずれかに該当すること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。

イ 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

ロ 地域住民の日常生活の用に供される車道

ハ 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道

ニ [条例](#)の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

ホ [条例](#)の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道

三 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。

四 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになつていゝるものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。

五 線形を地形に順応させること又は橋りよう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。

六 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

8 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(車道(分譲地等の造成を目的としたものを除く。))の改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、前項第一号及び第三号から第六号までの規定の例による。

9 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第七項第一号及び第三号から第六号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。

二 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等(以下「関連分譲地等」という。)の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。

三 関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積(当該分譲区画内に保存緑地と

なるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積)がすべて千平方メートル以上とされていること。

四 前号に規定する計画において、勾配が三十パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。

五 第三号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の十パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。

六 第三号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。

七 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。

イ 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。

ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については[条例第十九条第三項](#)の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。

八 第三号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致の維持に支障を及ぼすことがないように十分配慮されていること。

九 関連分譲地等の全面積が二十ヘクタール以下であること。

10 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 総施設面積(同一敷地内にあるすべての工作物の地上部分の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下であること。

三 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が十パーセントを超えないものであること。

四 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

五 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。

六 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であること。

七 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められる

こと。

八 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。

九 支障木の伐採が僅少であること。

十 当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

11 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

12 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(太陽光発電施設の新築、改築又は増築であつて、土地に定着させるものに限る。)に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号、第十項第七号並びに前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

二 第四項第七号、第九号及び第十号並びに第十項第九号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

イ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ハ 農林漁業に付随して行われるものであること。

三 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

四 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

13 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築

ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)

ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築

ニ 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。

14 [条例第十九条第三項第一号](#)に掲げる行為(前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。)に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

ロ 学術研究その他公益上必要と認められること。

ハ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ニ 農林漁業に付随して行われるものであること。

ホ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。

へ 前項第一号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。

15 [条例第十九条第三項第二号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 単木択伐法によるものであること。

ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の十パーセント以下であること。

ハ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に十年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。

二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の三十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。

(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。

(3) 県立自然公園事業に係る施設(第一条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。)及び集団施設地区(以下「利用施設等」という。)の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。

ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。

(2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。

(3) 利用施設等の周辺(造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。)において行われるものでないこと。

三 第三種特別地域内において行われるものであること。

四 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。

16 [条例第十九条第三項第三号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

17 [条例第十九条第三項第四号](#)に掲げる行為(露天掘りでない方法によるものに限る。)に係る許可基準は、坑口又は掘削口が第一種特別地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

一 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。

二 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。

三 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

18 [条例第十九条第三項第四号](#)に掲げる行為(露天掘りによるものに限る。)に係る許可基準は、次のいずれかとする。

一 [条例第十九条第三項](#)の規定による許可を受け、又は[同条第五項](#)の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行つている者がその掘採又は採取を行つている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(次号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

- イ 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。
  - ロ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
  - ハ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
  - ニ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
  - 二 河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、前号イの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
  - 三 第三種特別地域(植生の復元が困難な地域等を除く。)内において行われるもの(前二号又は次号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
  - 四 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、第一号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。
    - ロ 平成十二年四月一日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
  - 五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、前項各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- 19 [条例第十九条第三項第五号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、第十一項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
    - イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
    - ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
    - ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
    - ニ 水位の変動についての計画が明らかなものであること。
- 20 [条例第十九条第三項第六号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等(広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。)が次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
    - ロ 表示面の面積が五平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が十平方メートル以下のものであること。
    - ハ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表

示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル(工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ)以下のものであること。

ニ 光源を用いる広告物等にあつては、光源(光源を内蔵するものにあつては表示面)が白色系のものであること。

ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。

ヘ 色彩及び形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。

二 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニからへまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。

ロ 広告物等の個々の表示面の面積が一平方メートル以下であること。

ハ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が十平方メートル以下であること。

ニ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル以下のものであること。

ホ 既に複数の広告物等が掲出され、設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致との調和を著しく乱すものでないこと。

三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号ニからへまで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ 表示面の面積が五平方メートル(複数の内容を表示する広告物等にあつては、十平方メートル)以下であること。

ロ 設置者名の表示面積が三百平方センチメートル以下であること。

ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。

四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号へ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。

イ 表示面積が三百平方センチメートル以下であること。

ロ 商品名の表示がないものであること。

ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。

五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は

は保安の目的で行われるものであること。

21 [条例第十九条第三項第七号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。

二 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

四 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。

六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。

七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。

九 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。

十 支障木の伐採が僅少であること。

十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

22 [条例第十九条第三項第八号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。

イ 第一種特別地域又はこの地先水面

ロ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの

(1) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面

(2) 優れた風致を有する自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面

二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 学術研究その他公益上必要と認められること。

- ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
  - ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
  - ニ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
  - 三 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号ニに掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。
  - 四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。
- 23 [条例第十九条第三項第九号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
  - 二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
    - 二の二 土地を階段状に造成するものでないこと(農林漁業を営むために必要と認められるものを除く。)
  - 三 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
  - 四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
  - 五 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
  - 六 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
  - 七 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
- 24 [条例第十九条第三項第十号](#)及び[第十二号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
  - 二 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。
- 25 [条例第十九条第三項第十一号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

- 一 前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
  - 二 災害復旧のために行われるものであること。
- 26 [条例第十九条第三項第十三号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、[条例第十九条第三項第十三号](#)の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。
- 27 [条例第十九条第三項第十四号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。
- 28 [条例第十九条第三項第十五号](#)及び[第十六号](#)に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
    - イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
    - ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
- 29 自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる[条例第十九条第三項](#)各号に掲げる行為については、知事は、それぞれ当該基準の特例を定めることができる。
- 30 [条例第十九条第三項](#)各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。
- 一 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
  - 二 申請に係る場所又はその周辺の風致の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
  - 三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について[条例第十九条第三項](#)の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。
- (平一二規則七九・追加、平一二規則一四九・平一五規則三八・平一七規則一〇・平一八規則六八・平二三規則二〇・平二七規則四〇・一部改正)
- (土地所有者等との協議)
- 第十五条の三 [条例第十九条第三項第十五号](#)の区域の指定に当たつては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明

らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議すること。

(平一五規則三八・追加、平二三規則二〇・一部改正)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十六条 [条例第十九条第八項第四号](#)の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。

二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

六 [条例第十九条第三項](#)の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること。

六の二 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)、砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法(昭和三十二年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

六の三 下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

六の四 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設、廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

七 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあつては、新築を含む。)

八 文化財保護法第百十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

九 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築でその現状に著しい変更を及ぼさないもの。

九の二 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

- 九の三 巣箱、給餌<sup>じ</sup>台、給水台等を設置すること。
- 九の四 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条第一項に規定する測量標を設置すること。
- 九の五 テレビジョン放送の受信用のアンテナを設置すること。
- 十 宅地の木竹を伐採すること。
- 十一 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐すること(塊状択伐を除く。)
- 十二 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- 十三 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 十四 森林の保育又は電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
- 十五 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- 十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除として特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 十六の二 宅地の木竹を損傷すること。
- 十六の三 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
- 十六の四 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十六の五 農業又は漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十六の六 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- 十六の七 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十六の八 災害時の避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十六の九 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十六の十 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十六の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十条第一項の規定による許可に係る木竹を損傷すること。
- 十六の十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- 十六の十三 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第三百十号)第二条第三項に規定する環境教育として必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十六の十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除として特定外来生物である木竹を損傷すること。
- 十六の十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うため

に必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十六の十六 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下「土地木竹所有者等」という。)がその所有又は権利に係る土地又は木竹の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地木竹所有者等以外の者が土地木竹所有者等の同意を得てこれらの行為を行う場合を含む。)

十六の十七 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七 宅地内の土石を採取すること。

十八 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

十九 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で鉱物の掘採のため試すいを行うこと。

二十 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

二十一 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

二十二 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。

二十三 法令の規定により、又は保安の目的で広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。

二十四 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十五 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十五の二 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五の三 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

二十五の四 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

二十五の五 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

二十五の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五の八 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十五の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十六 宅地内にある植物で[条例第十九条第三項第十号](#)の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

二十六の二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による許可に係る植物を採取し、又は損傷すること。

二十六の三 農業を営むために植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

二十六の四 森林の整備及び保全を図るために植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

二十六の五 宅地内に木竹を植栽すること。

二十六の六 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

二十六の七 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による許可に係る動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の十 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の十一 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はその卵を採取すること。

二十六の十二 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

二十六の十三 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。

二十六の十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除として特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十六の十五 人の生命、身体若しくは財産に危害を加え、又は自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがないと認められる犬を、次に掲げる目的のために放つこと。

イ 警察の職務の執行

ロ 狩猟の実施

ハ 野生鳥獣による被害の防止

ニ その他これらに類する目的

二十六の十六 家畜を係留放牧すること([条例第十九条第三項第十三号](#)に掲げる行為に該当するものを除く。)

二十七 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和三十四年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第四条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

二十八 前各号に掲げるもののほか工作物等を修繕するために必要な行為

二十八の二 農業を営むために立ち入ること。

二十八の三 森林の保護管理のために立ち入ること。

二十八の四 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十八の五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

二十八の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために立ち入ること。

二十八の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

二十八の八 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

二十八の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による[急傾斜地崩壊危険区域の指定](#)を目的とする調査のために立ち入ること。

二十八の十 文化財保護法第百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

二十八の十一 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

二十八の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除として特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

二十八の十三 土地木竹所有者等がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地木竹所有者等以外の者が土地木竹所有者等の同意を得てこれらの行為を行う場合を含む。)

二十八の十四 [条例第十九条第三項第十五号](#)の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

二十八の十五 [条例第十九条第三項第十五号](#)の規定により知事が指定する区域の隣接地において、[同項](#)の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

二十八の十六 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。

二十八の十七 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

二十八の十八 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十八の十九 漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。

二十八の二十 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十八の二十一 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十八の二十二 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十八の二十三 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十八の二十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による[急傾斜地崩壊危険区域の指定](#)を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十八の二十五 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十八の二十六 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

二十八の二十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

二十九 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

三十 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(昭三三規則七〇・昭四九規則二一・平三規則一七・平一〇規則五五・平一二規則七九・平一二規則一四九・平一五規則三八・平一五規則六〇・平一七規則一〇・平一八規則六八・平一九規則四六・平二三規則二〇・平二三規則三八・平二四規則二六・平二七規則二九・一部改正)

(普通地域内における行為の届出)

第十六条の二 [条例第二十一条第一項](#)の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法及び着手の予定年月日並びに第三項各号に掲げる事項を記載した[別記様式第九号](#)による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、[第十五条第二項](#)各号に掲げる図面を添えなければならない。

3 [条例第二十一条第一項](#)の知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行為の目的
- 三 行為地及びその付近の状況
- 四 行為の完了の予定年月日

(昭四九規則二一・追加、平二三規則二〇・一部改正)

(工作物の基準)

第十七条 [条例第二十一条第一項第一号](#)の知事が定める基準は、次の各号に掲げる工作物につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
- 二 送水管 長さ七十メートル
- 三 鉄塔 高さ三十メートル
- 三の二 船舶の係留施設 高さ五十メートル
- 四 ダム 高さ二十メートル
- 五 鋼索鉄道 延長七十メートル
- 六 索道 傾斜亘長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
- 七 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
- 八 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル
- 九 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

(昭四九規則二一・平一二規則七九・平二三規則二〇・平二七規則四〇・一部改正)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第十八条 [条例第二十一条第七項第四号](#)の知事が定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 [第十六条第一号](#)から[第九号の五](#)まで、[第十八号](#)から[第二十五号](#)まで、[第二十七号](#)又は[第二十八号](#)に掲げる行為
- 二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 四 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良に関する事業(同項第四号に掲げるものを除く。)として池沼等を埋めたてること。
- 五 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 七 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法のりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの。
- 八 宅地内の土地の形状を変更すること。
- 九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。

十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。

十二 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法のりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十三 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十四 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

十五 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

十六 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(昭四九規則二一・全改、平三規則一七・平一二規則七九・平一七規則一〇・平一八規則六八・平二三規則二〇・一部改正)

(既着手行為等の届出書)

第十八条の二 [条例第十九条第五項](#)から[第七項](#)までの規定による届出は、次に掲げる事項を記載した[別記様式第十号](#)による届出書を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為の施行方法

六 行為の完了の年月日又は予定年月日

2 前項の届出書には、[第十五条第二項](#)各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、[条例第十九条第六項](#)の規定による届出にあつては、[第十五条第二項第一号](#)に掲げる図面を

添えれば足りる。

(昭四九規則二一・追加、平一二規則七九・平二三規則二〇・一部改正)

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第十八条の三 [条例第十九条第三項](#)の規定による許可を受けた行為又は[条例第二十一条第一項](#)の規定による届出をした行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、[第十五条第二項](#)及び[第三項](#)又は[第十六条の二第二項](#)の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類(以下この条において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、[条例第十九条第三項](#)の規定による許可の申請又は[同条第五項](#)若しくは[第七項](#)若しくは[条例第二十一条第一項](#)の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(昭四九規則二一・追加、平一二規則七九・平二三規則二〇・一部改正)

### 第三章 生態系維持回復事業

(平二三規則二〇・追加)

(生態系維持回復事業の確認)

第十八条の四 [条例第二十七条第二項](#)の規定による確認は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(平二三規則二〇・追加)

(生態系維持回復事業の認定)

第十八条の五 [条例第二十七条第三項](#)の規定による認定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 前条各号に掲げる基準に適合すること。

二 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ [条例](#)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ

た日から起算して二年を経過しない者

(平二三規則二〇・追加)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十八条の六 [条例第二十七条第四項](#)の申請書は、[別記様式第十号の二](#)によるものとする。

2 [条例第二十七条第四項第四号](#)の知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う期間

二 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 [条例第二十七条第五項](#)の知事が定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した[別記様式第十号の三](#)による生態系維持回復事業実施計画書

(平二三規則二〇・追加)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第十八条の七 [条例第二十七条第六項](#)ただし書の知事が定める軽微な変更は、[同条第四項第一号](#)に掲げる事項の変更とする。

(平二三規則二〇・追加)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第十八条の八 [条例第二十七条第七項](#)の申請書は、次に掲げる事項を記載した[別記様式第十号の四](#)によるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の予定年月日

四 変更の理由

五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 [条例第二十七条第八項](#)において準用する[同条第五項](#)の知事が定める書類は、変更後の[第十八条の六第三項](#)各号に掲げる書類とする。

(平二三規則二〇・追加)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出)

第十八条の九 [条例第二十七条第九項](#)の規定による届出は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに変更の年月日を記載した[別記様式第十号の五](#)による届出書を提出して行うものとする。

(平二三規則二〇・追加)

第四章 風景地保護協定及び公園管理団体

(平一五規則三八・追加、平二三規則二〇・旧第三章繰下)

(風景地保護協定の基準)

第十八条の十 [条例第三十条第三項第三号](#)の知事が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
  - 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。
  - 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
  - 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。
  - 五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
  - 六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。
  - 七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。
  - 八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法(昭和三十一年法律第百一号)その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。
- (平一五規則三八・追加、平二三規則二〇・旧第十八条の四線下・一部改正)

(風景地保護協定の公告)

第十八条の十一 条例第三十一条第一項(条例第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 風景地保護協定の名称
- 二 風景地保護協定区域
- 三 風景地保護協定の有効期間
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法
- 五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 六 風景地保護協定の縦覧場所

(平一五規則三八・追加、平二三規則二〇・旧第十八条の五線下・一部改正)

(風景地保護協定の締結の公告)

第十八条の十二 前条の規定は、条例第三十三条(条例第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(平一五規則三八・追加、平二三規則二〇・旧第十八条の六線下・一部改正)

(公園管理団体の指定基準)

第十八条の十三 [条例第三十六条第一項](#)の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

- 一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。
- 二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他[条例第三十七条](#)各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- 三 十分な活動実績を有していることその他[条例第三十七条](#)各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 四 営利を目的としないことその他[条例第三十七条](#)各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(平一五規則三八・追加、平二三規則二〇・旧第十八条の七線下・一部改正)

#### 第五章 雑則

(平一五規則三八・旧第三章線下、平二三規則二〇・旧第四章線下)

(証明書の様式)

第十九条 次の表の上欄に掲げる規定の証明書は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によるものとする。

<a href="#">条例第十五条第二項</a>	<a href="#">別記様式第十号の六</a>
<a href="#">条例第二十三条第三項</a>	<a href="#">別記様式第十一号</a>
<a href="#">条例第二十五条第三項</a>	<a href="#">別記様式第十二号</a>
<a href="#">条例第四十二条第四項</a>	<a href="#">別記様式第十三号</a>

(平二三規則二〇・全改)

(損失補償請求)

第二十条 [条例第四十三条第三項](#)の規定により[同条第一項](#)又は[第二項](#)の規定による損失の補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳

(平一五規則三八・平二三規則二〇・一部改正)

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(平一二規則七九・旧附則・一部改正)

(地種区分未定の特別地域内における行為の許可基準)

- 2 第十四条の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内において行われる行為(次項に規定する行為を除く。)については、当該行為が第二種特別地域内において行わ

れるものとみなして、第十五条の二第一項から第二十九項までの規定を適用する。

(平一二規則七九・追加、平一五規則三八・平一八規則六八・平二七規則四〇・一部改正)

(地種区分未定の特別地域内における森林施業の許可基準)

3 第十四条の規定による特別地域の区分が行われていない特別地域内の民有林において森林施業として行われる条例第十九条第三項第二号に掲げる行為に係る同条第四項の知事が定める基準は、第十五条の二第十五項及び第二十九項の規定にかかわらず、森林法第五条第一項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものであることとする。

(平一二規則七九・追加、平一五規則三八・平一八規則六八・平二七規則四〇・一部改正)

附 則(昭和三三年規則第七〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四五年規則第九三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第二一号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に県立自然公園条例第八条第一項による承認又は同条例第八条第二項の規定による認可を受けているゴルフ場に関する公園事業については、なお従前の例による。

附 則(昭和五〇年規則第三〇号)

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第一七号)

1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付され、又は発行されている第一条の規定による改正前の栃木県立自然公園条例施行規則別記様式第十一号から別記様式第十三号までの規定による証明書は、それぞれ第一条の規定による改正後の栃木県立自然公園条例施行規則別記様式第十一号から別記様式第十三号までの規定による証明書とみなす。

附 則(平成六年規則第六号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第五十一条 この規則の施行前に規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、使用することができる。

附 則(平成七年規則第五九号)

この規則は、平成八年一月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第七九号)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県立自然公園条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、この規則の施行の際残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(平成一二年規則第一四九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中栃木県立自然公園条例施行規則第十六条の改正規定及び第二条中自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則第八条第九号トの改正規定は、平成十三年一月六日から施行する。

(栃木県立自然公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の栃木県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第二条第二項第十一号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる栃木県立自然公園条例(昭和三十三年栃木県条例第十一号)第八条第二項の規定による認可の申請について適用し、施行日前にされた同項の規定による認可の申請については、なお従前の例による。

3 新規則第五条第四項の規定は、施行日以後にされる同条第一項(新規則第十四条において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請について適用し、施行日前にされた第一条の規定による改正前の栃木県立自然公園条例施行規則第五条第一項(同規則第十四条において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成一三年規則第四九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年規則第三八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の栃木県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第十五条の二の規定は、この規則の施行の日以後にされる栃木県立自然公園条例(昭和三十三年栃木県条例第十一号)第十二条第三項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の栃木県立自然公園条例施行規則別記様式第十一号から別記様式第十三号までの規定による証明書は、その有効期間内においては、新規則の規定による証明書とみなす。

附 則(平成一五年規則第六〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一〇号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第六八号)

1 この規則は、平成十八年八月一日から施行する。

2 この規則による改正後の栃木県立自然公園条例施行規則第十五条の二の規定は、この規則の施行の日以後にされる栃木県立自然公園条例(昭和三十三年栃木県条例第十一号)第十二条第三項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

附 則(平成一九年規則第四六号)抄

1 この規則は、平成十九年四月十六日から施行する。

附 則(平成二三年規則第二〇号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 栃木県立自然公園条例及び自然環境の保全及び緑化に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年栃木県条例第三十三号。以下「改正条例」という。)第一条の規定による改正後の栃木県立自然公園条例(昭和三十三年栃木県条例第十一号。以下「新公園条例」という。)第九条第九項の規定は、改正条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。

第三条 この規則の施行前に第一条の規定による改正前の栃木県立自然公園条例施行規則(以下「旧公園規則」という。)第二条(旧公園規則第十四条において準用する場合を含む。)の申請書に係る申請がされた場合における認可又は承認並びに当該認可又は承認に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出(管理又は経営の方法の変更の届出を除く。)については、なお従前の例による。

第四条 この規則の施行前に旧公園規則第五条第一項(旧公園規則第十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により承認の申請がされた場合における承認及び当該承認に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

2 この規則の施行前に旧公園規則第五条第一項の規定によりされた承認(この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認を含む。)は、新公園条例第九条第六項の規定によりされた認可又は承認とみなす。

第五条 この規則の施行前に旧公園規則第六条第一項(旧公園規則第十四条において準用す

る場合を含む。)の規定によりされた承認の申請又は届出は、新公園条例第十二条の規定によりされた届出とみなす。

第六条 この規則の施行前に旧公園規則第七条第一項(旧公園規則第十四条において準用する場合を含む。)の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

第七条 この規則の施行前に発生した事項につき旧公園規則第九条第一項(旧公園規則第十四条において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

第八条 この規則の施行前に旧公園規則第三条第一項(旧公園規則第五条第二項において準用する場合を含む。)、第五条第一項、第六条第一項若しくは第十条第三項の規定又は旧公園規則第十条第一項若しくは第十一条の規定による命令に違反した行為(附則第三条又は第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。)を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

2 この規則の施行前に改正条例第一条の規定による改正前の栃木県立自然公園条例(以下「旧公園条例」という。)第八条第二項の認可を受けた者(この規則の施行後に附則第三条の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。)についての新公園条例第十三条第三項の規定の適用については、旧規則第八条の規定により付された条件(この規則の施行後に附則第三条、第四条第一項又は第六条の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。)は、新公園条例第九条第十項の規定により付された条件とみなす。

第九条 旧公園条例第八条第二項の認可を受けた者(以下この条において「県立自然公園事業者」という。)がこの規則の施行前に県立自然公園事業者でなくなった場合(譲渡、合併又は分割により県立自然公園事業者でなくなった場合を除く。)における当該県立自然公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

第十条 第一条の規定による改正後の栃木県立自然公園条例施行規則第十五条及び第十五条の二並びに別記様式第八号(一)から別記様式第八号(十)までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる新公園条例第十九条第三項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた旧公園条例第十二条第三項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

第十一条 この規則の施行前に旧公園条例第十四条第一項の規定によりされた届出は、新公園条例第二十一条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十五条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

第十六条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処

理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年栃木県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二三年規則第三八号)

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第二九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則(平成二七年規則第四〇号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の栃木県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第十五条の二の規定は、この規則の施行の日以後にされる栃木県立自然公園条例(昭和三十二年栃木県条例第十一号)第十九条第三項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行の日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

3 新規則第十七条第九号の規定は、平成二十七年十一月一日以後に着手する太陽光発電施設の新築、改築又は増築について適用する。

[別記様式第1号](#)(第3条関係)

(平23規則20・全改)

公園事業執行承認(認可)申請書

栃木県立自然公園条例第9条第2項(第3項)の規定により、 県立自然公園内における  事業の執行の承認(認可)を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事

様

公園施設の種類	
公園施設の位置	

公園施設の規模及び構造		
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者 )
	料金徴収	有(標準的な額 ) 無
	供用期間	通年 季節(供用期間 )
公園施設の供用開始の予定年月日	年 月 日	
工事施行の予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
備考		

(備考)

1 添付書類

栃木県立自然公園条例施行規則第3条第3項各号に掲げる書類を添付すること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 申請文の「 事業」の箇所及び「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等公園事業の名称及び種類を記載すること。

(3) 「公園施設の位置」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。ただし、道路の場合には、起終点を記載すること。

(4) 「公園施設の規模及び構造」欄

ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。

イ 当該事業が複数の施設にわたる場合は、それぞれの施設ごとにその規模及び構造を記載すること。

(5) 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には、次の事項を記載すること。ただし、運輸施設の場合には、イ、エ及びカの事項を記載することを要しない。

- ア 直営又は委託の別
- イ 委託する場合は、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ウ 料金徴収の有無
- エ 料金を徴収する場合は、その標準的な額
- オ 通年供用又は季節供用の別
- カ 季節供用の場合は、その供用期間
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
  - イ 他の法令の規定により、当該事業の執行(工事の施行を要する場合における当該工事の施行を含む。)が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況
  - ウ 公園施設に通称を付している場合又は付す予定がある場合は、その通称
- (7) 添付書類のうち建築物に関する各階平面図には、間取り、客室等の用途を記載すること。
- (8) 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第2号(第5条関係)

(平23規則20・全改)

公園事業変更承認(認可)申請書

栃木県立自然公園条例第9条第6項の規定により、                     県立自然公園内における事業の執行の承認(認可)を受けた事項について変更したいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事                      様

執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号	年 月 日 号		
変更の内容	変更事項	変更前	変更後
	公園施設の種類		
	公園施設の位置		

	公園施設の規模及び構造			
	公園施設の管理又は経営の方法	経営方法		
		料金徴収		
		供用期間		
変更の予定年月日	年 月 日			
変更の理由				
工事施行の予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了			
備考				

(備考)

1 添付書類

栃木県立自然公園条例施行規則第5条第2項に規定する書類を添付すること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 申請文の「 事業」の箇所及び「公園施設の種類」欄には、執行の承認(認可)を受けた公園事業の名称及び種類を記載すること。

(3) 「執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行に係る承認(認可)指令書の年月日及び番号を記入すること。

(4) 「変更の内容」の各欄には、変更点が明らかになるよう具体的に記載すること。

(5) 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には、次の事項を記載すること。

ア 直営又は委託の別

イ 委託する場合は、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名



	公園施設の管理又は経営の方法	受託者		
		標準的な額		
		供用期間		
	供用開始の予定年月日		年 月 日	年 月 日
	工事施行の予定期間		年 月 日着工 年 月 日完了	年 月 日着工 年 月 日完了
変更の年月日	年 月 日			
変更の理由				
備考				

(備考)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
- 2 申請文の「 事業」の箇所及び「公園施設の種類」欄には、執行の承認(認可)を受けた公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行に係る承認(認可)指令書の年月日及び番号を記入すること。
- 4 「変更の内容」の各欄には、変更点が明らかになるよう具体的に記載すること。
- 5 「公園施設の管理又は経営の方法」の各欄には、次の事項を記載すること。
  - (1) 委託する場合における受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - (2) 料金を徴収する場合におけるその標準的な額
  - (3) 季節供用の場合におけるその供用期間
- 6 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

(1) 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否

(2) 他の法令の規定により、当該変更(工事の施行を要する場合における当該工事の施行に係る変更を含む。)が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

(3) 変更に係る公園施設に通称を付している場合又は付す予定がある場合は、その通称

7 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第4号](#)(第7条関係)

(平23規則20・全改)

法人合併(分割)による公園事業承継承認(認可)申請書

栃木県立自然公園条例第11条第1項の規定により、 県立自然公園内における事業に係る公園事業者の地位を承継したいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

名称

代表者の氏名  印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事  様

執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号	年 月 日 号
公園施設の種類	
公園事業者の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)の年月日	年 月 日
合併(分割)の理由	
備考	

(備考)

1 添付書類

栃木県立自然公園条例施行規則第7条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 申請文の「 事業」の箇所及び「公園施設の種類」欄には、執行の承認(認可)を受けた公園事業の名称及び種類を記載すること。

(3) 「執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行に係る承認(認可)指令書の年月日及び番号を記入すること。

(4) 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該承継が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況を記載すること。

(5) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第5号](#)(第7条関係)

(平23規則20・全改)

相続による公園事業承継承認申請書

栃木県立自然公園条例第11条第2項の規定により、 県立自然公園内における事業に係る公園事業者の地位を承継したいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名  印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事  様

執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号	<input type="text"/>	年 月 日	<input type="text"/> 号
公園施設の種類	<input type="text"/>		
被相続人	氏名及び住所	<input type="text"/>	
	死亡の年月日	<input type="text"/>	

被相続人との続柄	
備考	

(備考)

1 添付書類

栃木県立自然公園条例施行規則第7条第4項各号に掲げる書類を添付すること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 申請文の「 事業」の箇所及び「公園施設の種類」欄には、執行の承認(認可)を受けた公園事業の名称及び種類を記載すること。

(3) 「執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行に係る承認(認可)指令書の年月日及び番号を記入すること。

(4) 「備考」欄には、他の法令の規定により、当該承継が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況を記載すること。

(5) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第6号](#)(第8条関係)

(平23規則20・全改)

公園事業休止(廃止)届出書

栃木県立自然公園条例第12条の規定により、 県立自然公園内における  事業を休止(廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

年  月  日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事

様

執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 <input type="text"/> 号
公園施設の種類	

休止しようとする公園事業の範囲	
休止の予定期間(廃止の予定年月日)	年 月 日から 年 月 日まで ( 年 月 日)
休止期間中(廃止後)の公園施設の管理方法(取扱い)	
休止(廃止)の理由	
備考	

(備考)

1 添付書類

栃木県立自然公園条例施行規則第8条第2項に規定する書類を添付すること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 申請文の「 事業」の箇所及び「公園施設の種類」欄には、執行の承認(認可)を受けた公園事業の名称及び種類を記載すること。

(3) 「執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行に係る承認(認可)指令書の年月日及び番号を記入すること。

(4) 「休止しようとする公園事業の範囲」欄には、次の事項を記載することとし、廃止の場合には、空欄とすること。

ア 全部の休止又は一部の休止の別

イ 一部の休止の場合は、その範囲

(5) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該休止(廃止)が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 休止の場合は、休止期間中の公園施設の管理方法に関する責任者の氏名及び連絡先

ウ 廃止の場合は、廃止後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先

(6) 不要の文字は、抹消すること。

別記様式第7号(第9条関係)

(平23規則20・全改)

公園事業執行承認(認可)失効届出書

栃木県立自然公園条例第13条第2項の規定により、 県立自然公園内における事業の執行の承認(認可)が失効したので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事  様

執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号	年 月 日 号
公園施設の種類	
失効の年月日	年 月 日
失効後の公園施設の取扱い	
失効の理由	
備考	

(備考)

1 添付書類

栃木県立自然公園条例施行規則第9条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 申請文の「 事業」の箇所及び「公園施設の種類」欄には、執行の承認(認可)を受けた公園事業の名称及び種類を記載すること。

(3) 「執行の承認(認可)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行に係る承

認(認可)指令書の年月日及び番号を記入すること。

(4) 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。

(5) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第 8 号](#)(1)(第 15 条関係)

(平 12 規則 79・全改、平 23 規則 20・一部改正)

特別地域内工作物の新(改、増)築許可申請書

栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における工作物の新(改、増)築の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事 様

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
工作物の種類		
施行方法	敷地面積	
	規模	
	構造	
	主要材料	
	外部の仕上げ及び色彩	
	関連行為の概要	
	施行後の周辺の取扱	
予 着手	年 月 日	

定日	完了	年 月 日
備考		

(備考)

1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的及びその必要性を具体的に記載すること。

(3) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(8) 不要の文字は、抹消すること。



定日	完了	年 月 日
備考		

(備考)

#### 1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

#### 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「林種及び樹種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、混交林の別及び天然林、人工林の別並びに主な樹種を括弧書で記載すること。

(4) 「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記載すること。

(5) 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「伐採跡地の取扱」欄には、伐採後の植栽計画(年次、樹種、施行方法等)等を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(8) 森林施業以外の目的で申請する場合には、「林況」に代えて「行為地及びその付近の状況」を記載すること。また、「施行方法」については、「伐採樹種」、「伐採面積」、「関連行為の概要」及び「伐採跡地の取扱」を記載することで足りること。

(9) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第 8 号](#)(3)(第 15 条関係)



## 1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

## 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「掘採(採取)方法」欄には、露天掘、坑道掘、(横坑、たて坑、斜坑)等の別を記載すること。

(5) 「掘採(採取)量」欄には、容積(立方メートル)及び重量(トン)により掘採(採取)量を記載すること。

(6) 「掘採(採取)後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採(採取)後の土地の形状について、具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(8) 「掘採(採取)跡地の取扱」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致の保護のために行う措置及び跡地の用途を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(9) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 当該行為が鉱業法第 63 条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要

ウ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

エ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(10) 不要の文字は、抹消すること。



る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

## 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び現在の水位(水量)(一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量))を記載すること。なお、水量の単位は立方メートル毎秒とすること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「水位(水量)の増減の内容」欄には、申請行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化を記載すること。なお、一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(6) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第8号](#)(5)(第15条関係)

(平12規則79・全改、平23規則20・一部改正)

特別地域内広告物の設置等許可申請書

栃木県立自然公園条例第19条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における  の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事  様

目的	
----	--

場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	独立して設置する場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主要材料	
	色彩	
	表示の内容	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(備考)

1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 の許可」の箇所には「広告物の設置の許可」、「広告物の工作物への表示の許可」等許可を受けようとする行為の種別を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等、当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類及び掲出又は表示しようとする箇所を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(6) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第 8 号](#)(5)の 2(第 15 条関係)

(平 15 規則 38・追加、平 23 規則 20・一部改正)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定により、県立自然公園の特別地域内  
における物の集積(貯蔵)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事 様

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
物の種類	
施行方法	集積(貯蔵)方法
	土地使用面積及び集積(貯蔵)する高さ

	関連行為の概要	
	集積(貯蔵)設備	
	完了後の跡地の取扱	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(備考)

#### 1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

#### 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「完了後の跡地の取扱」欄には、跡地の整理、緑化の方法等風致の保護のために行う措置及び用途を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必



備考	
----	--

(備考)

#### 1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

#### 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「工事の方法」欄には、工事計画(時期、工種等)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工事前仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「埋立(干拓)後の取扱」欄には、埋立(干拓)後の用途、風致の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(8) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第 8 号](#)(7)(第 15 条関係)

(平 12 規則 79・全改、平 23 規則 20・一部改正)

特別地域内土地の形状変更許可申請書

栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事 様

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
施行方法	土地の形状を変更する面積	
	工事の方法	
	変更後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(備考)

1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。  
また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係

る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

## 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「工事の方法」欄には、工事計画(時期、工種等)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(6) 「変更後の取扱」欄には、土地の形状変更後の用途、風致の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(7) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(8) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第8号](#)(8)(第15条関係)

(平12規則79・全改、平23規則20・一部改正)

特別地域内高山植物等(木竹)の採取(損傷)許可申請書

栃木県立自然公園条例第19条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における高山植物等(木竹)の採取(損傷)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事 様

目的		
場所		
行為地及びその付近の状況		
採取(損傷)物の種類		
施行方法	採取(損傷)物の数量	
	採取(損傷)方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(備考)

1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

- (2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。
- (3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「採取(損傷)方法」欄には、使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等を記載すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽し、又は播種する予定があるときは、時期、場所等その詳細を記載すること。
- (6) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
- ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況
- イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
- ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- エ 申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その者の名前
- (7) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第 8 号](#)(8)の 2(第 15 条関係)

(平 15 規則 38・追加、平 23 規則 20・一部改正)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定により、県立自然公園の特別地域内  
 における動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))の許可を受けたいので、次のとおり申請  
 します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事 様

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
動物(卵)の種類	

施行方法	捕獲(殺傷)(採取(損傷)) する物の数量	
	捕獲(殺傷)(採取(損傷)) の方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(備考)

#### 1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

#### 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法」欄には、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、使用器具の名称等を記載すること。

(5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で捕獲した動物を再度放つ予定があるとき



	植栽(播種)方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(備考)

#### 1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、その添付を省略することができること。

#### 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「植栽(播種)する植物の種類」欄には、植栽し、又は播種する植物の種類(その植物が変種である場合にあつては、変種名)を記載すること。

(5) 「管理方法」欄には、植栽し、又は播種する植物が行為地及びその付近の景観の維持に支障を及ぼさないために講ずる措置等を記載すること。

(6) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した植物を再度植栽し、又は播種する予定があるときは、時期、場所等その詳細を記載すること。

(7) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(8) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第8号](#)(8)の4(第15条関係)

(平23規則20・追加)

特別地域内動物の放出許可申請書

栃木県立自然公園条例第19条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の放出(家畜の放牧を含む。)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事

様

目的	
場所	
行為地及びその付近の状況	
動物(家畜)の種類	
施行方法	動物(家畜)の数量 (頭数)
	管理方法

予定 日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(備考)

1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がある場合には、その添付を省略することができること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「動物(家畜)の種類」欄には、放出する動物(家畜)の種類(その動物(家畜)が亜種である場合にあつては、亜種名)を記載すること。

(5) 「管理方法」欄には、放出する動物(家畜)が行為地及びその付近の景観の維持に支障を及ぼさないために講ずる措置等を記載すること。なお、家畜の場合には、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記載すること。

(6) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件



また、同条第3項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第19条第3項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

## 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「 の色彩変更」の箇所には「屋根の色彩の変更」、「壁面の色彩の変更」等色彩を変更する工作物の箇所を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(5) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第8号](#)(9)の2(第15条関係)

(平15規則38・追加、平23規則20・一部改正)

特別地域内指定区域内への立入り許可申請書

栃木県立自然公園条例第19条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内の知事が指定する区域内への立入りの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事  様

目的	
場所	

行為地及びその付近の状況		
施行方法	立ち入る者の人数及び氏名並びに期間	
	立ち入る経路又は範囲	
	立ち入る方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(備考)

#### 1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

#### 2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。



予 定 日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(備考)

1 添付書類及び図面

(1) 栃木県立自然公園条例施行規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、同条第 3 項の規定の適用がある場合には、同項の書類を添付すること。

(2) 栃木県立自然公園条例第 19 条第 3 項の規定による許可を受けた行為の変更に係る許可の申請にあつては、(1)の書類又は図面のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りること。また、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付すること。

(3) 申請行為が、軽易なものであることその他の理由により(1)の書類又は図面の全部を添付する必要がない場合には、添付を省略することができること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 「場所」欄には、市、郡、町、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。

(3) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(4) 「使用(着陸)方法」欄には、自動車を時速 50 キロメートルで 1 日 2 回 1 週させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記載すること。

(5) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み

ウ 過去に栃木県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

(6) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第 9 号](#)(第 16 条の 2 関係)

(平 12 規則 79・全改、平 23 規則 20・一部改正)

普通地域内

行為届出書

栃木県立自然公園条例第 21 条第 1 項の規定により、  
県立自然公園の普通地域内  
において 行為をしたいので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事 様

(備考)

1 栃木県立自然公園条例施行規則第 16 条の 2 第 2 項の規定により、同規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、栃木県立自然公園条例第 21 条第 1 項の規定による届出をした行為の変更に係る届出の場合、届出に係る行為が軽易なものである場合等の添付書類及び図面については、それぞれの行為につき、別記様式第 8 号に準ずること。

2 記載事項については、それぞれの行為につき、別記様式第 8 号に準ずること。

3 届出書の「 行為」の箇所には、工作物の新築、土石の採取等行為の種類を記載すること。

[別記様式第 10 号](#)(1)(第 18 条の 2 関係)

(平 12 規則 79・全改、平 15 規則 38・平 23 規則 20・一部改正)

特別地域内 行為着手済届出書

栃木県立自然公園条例第 19 条第 5 項の規定により、同条第 3 項各号に掲げる行為が規制されることとなつた際、  
行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事 様

(備考)

1 栃木県立自然公園条例施行規則第 18 条の 2 第 2 項の規定により、同規則第 15 条第 2 項各号に掲げる図面を添付すること。また、届出に係る行為が軽易なものである場合等の添付図面については、それぞれの行為につき、別記様式第 8 号に準ずること。

2 記載事項については、それぞれの行為につき、別記様式第 8 号に準ずること。ただし、「行為地及びその付近の状況」及び「予定日」のうち「着手」欄は必要としない。

3 届出書の「 行為」の箇所には、工作物の新築、土石の採取等行為の種類を記載すること。

[別記様式第 10 号](#)(2)(第 18 条の 2 関係)





(4) 「生態系維持回復事業の内容」欄には、当該事業の内容、実施方法等の概要を記載すること。なお、当該事業が複数の事業内容を含む場合には、それぞれ記載すること。

(5) 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該事業を行う期間を具体的に記載すること。なお、当該事業が複数の事業内容を含み、それぞれの事業内容ごとにその行う期間が異なる場合には、それぞれ記載すること。

(6) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み

イ 他の法令の規定により、当該事業の実施(工事の施行を要する場合における当該工事の施行を含む。)が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

ウ 関連する計画の有無

エ 関連する計画がある場合は、その名称

オ 当該事業の実施結果に関する情報提供の方法及び当該事業に係る実施計画を見直した際の情報提供の方法

(7) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第10号の3](#)(第18条の6関係)

(平23規則20・追加)

生態系維持回復事業実施計画書

申請者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

1 県立自然公園の名称

2 生態系維持回復事業の名称

3 生態系維持回復事業の目的

4 生態系維持回復事業を行う区域

5 生態系維持回復事業の内容

(1) 生態系の状況の把握及び監視

(2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

(3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

(4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

(5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

(6) (1)から(5)までの事業に必要な調査等

6 生態系維持回復事業を行う期間

7 備考

(備考)

1 「 県立自然公園の名称」には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

2 「生態系維持回復事業の名称」には、生態系維持回復事業計画に付された事業の名称を記載すること。

3 「生態系維持回復事業の目的」には、維持又は回復の対象を明確にした上で、当該事業の目的を具体的に記載すること。

4 「生態系維持回復事業を行う区域」には、当該事業を行う区域を具体的に記載すること。

5 「生態系維持回復事業の内容」には、当該事業について、次の事項を記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

(1) 「生態系の状況の把握及び監視」には、調査及び監視の対象とする動植物等の種類、調査及び監視の目的及び方法(調査及び監視の実施方法、場所、時期、期間等)、関連行為の概要(調査及び監視のための動物の捕獲等)等について記載すること。

(2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」には、防除の対象とする動植物の種類、防除の目的及び方法(捕獲等の方法、場所、時期、期間、捕獲等をする個体数、個体数調整の目標等)、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、関連行為の概要(仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。

(3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」には、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るために行う事業の目的及び方法(当該事業の実施方法、実施場所、実施時期、実施期間等)、関連行為の概要(土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。

(4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」には、保護増殖の対象とする動植物の種類、保護増殖の目的及び方法(保護増殖に係る事業の実施方法、場所、時期、期間、保護増殖を図る動植物の個体数等)、管理方法等について具体的に記載すること。

(5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」には、普及啓発の目的、方法、時期、期間等について具体的に記載すること。

(6) 「(1)から(5)までの事業に必要な調査等」には、当該事業を実施する上で必要な調査又は試験研究の目的、方法、時期、期間等について具体的に記載すること。

6 「生態系維持回復事業を行う期間」には、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。なお、当該事業が複数の事業内容を含む場合には、それぞれ記載すること。

7 「備考」には、次の事項を記載すること。

(1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。

(2) 当該事業の実施に当たり機材等を使用し、又は設置した場合における当該機材等の取扱い(事業実施後における原状回復を含む。)その他の当該事業を実施する際に留意すべき事項等について記載すること。

[別記様式第10号の4](#)(第18条の8関係)



備考	
----	--

(備考)

1 添付書類

栃木県立自然公園条例施行規則第 18 条の 8 第 2 項に規定する書類を添付すること。

2 注意

(1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。

(2) 申請文の「 生態系維持回復事業」の箇所には、実施に係る確認(認定)を受けた生態系維持回復事業の名称を記載すること。

(3) 「実施に係る確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認(認定)通知書の年月日及び番号を記入すること。

(4) 「変更の内容」の各欄には、変更点が明らかになるよう具体的に記載すること。

(5) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。

ア 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み

イ 他の法令の規定により、当該変更(工事の施行を要する場合における当該工事の施行に係る変更を含む。)が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況

(6) 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第 10 号の 5](#)(第 18 条の 9 関係)

(平 23 規則 20・追加)

生態系維持回復事業軽微変更届出書

栃木県立自然公園条例第 27 条第 9 項の規定により、 県立自然公園内における生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けた事項のうち軽微なものについて変更したので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

(本人署名の場合は押印省略可)

栃木県知事

様

実施に係る確認(認定)を受けた年月日及び番号	年 月 日	号
------------------------	-------	---

変更の内容	変更事項	変更前	変更後
	氏名(名称)		
	住所		
	代表者の氏名		
変更の年月日	年 月 日		
備考			

(備考)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
- 2 申請文の「 生態系維持回復事業」の箇所には、実施に係る確認(認定)を受けた生態系維持回復事業の名称を記載すること。
- 3 「実施に係る確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認(認定)通知書の年月日及び番号を記入すること。
- 4 「変更の内容」欄には、変更点が明らかになるよう具体的に記載すること。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
  - (2) 他の法令の規定により、当該変更(工事の施行を要する場合における当該工事の施行に係る変更を含む。)が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、関係法令名及び適用条項並びにその手続の進捗状況
- 6 不要の文字は、抹消すること。

[別記様式第十号の六](#)(第十九条関係)

(平二三規則二〇・追加)

表
---

備考 この 用紙 は、 日本 工業 規格 A六 と し、 厚紙 を用 い、 中央 の点 線の 所か ら二 つ折 とす る	第 号   身分証明書 年 月 日交 付	この証明書を携帯する者は、栃木県立自然公園条例第十五条第一項の規定により立入検査をする職員である。
	所属 職名 氏名 生年月日 年 月 日生  栃木県知事 印	

裏

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二～八 略

栃木県立自然公園条例(抄)  
(報告徴収及び立入検査)

第十五条 知事は、第九条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第十一号(第十九条関係)

(昭四九規則二一・全改、平三規則一七・平一二規則七九・平一五規則三八・平二三規則二〇・一部改正)

表	
備考 この用紙は、日本工業規格A六とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折	第号  身分証明書 年 月 日交 付  この証明書を携帯する者は、栃木県立自然公園条例第二十三条第二項の規定により立入検査又は立入調査をする職員である。

とす る。	所属 職名 氏名 生年月日 年 月 日 生  栃 木 県 知 事 印	
----------	---	--

	裏
--	---

<p>3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 第二十三条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ又は忌避した者</p> <p>六～八 略</p>	<p style="text-align: center;">栃木県立自然公園条例(抄) (報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十三条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十九条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十一条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事は、第十九条第三項、第二十一条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十九条第三項各号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p>
--	---

(昭四九規則二一・全改、平三規則一七・平一二規則七九・平一五規則三八・平二三規則二〇・一部改正)

表	
備考 この用紙は、日本工業規格A六とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折	第号  身分証明書 年 月 日交 付  この証明書を携帯する者は、栃木県立自然公園条例第二十五条第二項の規定により指示をする職員である。



<p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十五条第一項第一号に掲げる行為をした者</p> <p>七 特別地域又は集団施設地区内において、第二十五条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者</p> <p>八 略</p>	<p>栃木県立自然公園条例(抄) (利用のための規制)</p> <p>第二十五条 特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 当該県立自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。</p> <p>二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該県立自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。</p> <p>2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。</p>
---	--

(昭四九規則二一・全改、平三規則一七・平一二規則七九・平一五規則三八・平二三規則二〇・一部改正)

表	
備考 この用紙は、日本工業規格A六とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折	第号  身分証明書 年 月 日交 付  この証明書を携帯する者は、栃木県立自然公園条例第四十二条第一項の規定により実地調査のための立入り、標識の設置等をする職員である。

とす る。	所属 職名 氏名 生年月日 年 月 日 生  栃 木 県 知 事 印	
----------	---	--

裏
---

<p>3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。</p> <p>4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 第四十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者</p>	<p>栃木県立自然公園条例(抄) (実地調査)</p> <p>第四十二条 知事は、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律又は他の条例に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。</p> <p>2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p>
---	---